

虐待防止のための指針

(施設における虐待防止に関する基本的な考え方)

第1条

一般社団法人 NORMALIZE では、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の防止、虐待の予防及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。

- ① 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他、障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会の設置および開催、その他の施設内の組織に関する事項)

第2条

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」を組織すると共に虐待防止に関する責任者を定めます。

(1) 虐待防止委員会

委員会の構成は以下の通りとします。

委員長：代表理事

委員：各施設の施設長および主任

※虐待防止委員会は身体拘束適正化委員会と一体的に行う場合があります。

※虐待防止委員会は、1年に1回以上委員長が招集し開催します。

虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ① 指針の整備に関する事
- ② 職員研修を整備する事
- ③ 虐待が起こりやすい職場環境の改善（フォロー体制の構築）
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(2) 虐待防止に関する責任者

各施設の施設長を虐待防止に関する責任者と定めます。

役割

- ・現場での責任者
- ・虐待防止のための当事者等との話し合い
- ・虐待原因の改善状況を当事者（保護者も含む）への報告
- ・市区町村への報告

(虐待防止のための研修)

第3条

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。

- ・全職員への研修を年1回実施します。
- ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録・紙媒体等により保存します。

(虐待またはその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合の報告・対応の方針)

第4条

- ・職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務があります。
- ・虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村に報告するとともに、その原因の除去に努めます。
- ・緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条

- ・虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や虐待防止委員等への報告を行います。
- ・職員が日常の支援現場で虐待等を発見する、または、その可能性が疑われることがあった場合は、必ず虐待防止に関する責任者または虐待防止委員にその旨を報告するように周

知します。

- ・職員が日常の支援現場で虐待等を発見する、または、その可能性が疑われることがあった場合は、虐待防止に関する責任者が中心となり施設としてその事実確認を速やかに行い、その結果を記録する（事故・ヒヤリハット報告書）。
- ・代表理事へ報告後、虐待防止に関する責任者より市区町村へ通報を行うとともに、家族に誠意を持って対応し虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝える。
- ・虐待防止に関する責任者は、虐待防止委員会で議論した虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市に報告する。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第6条

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

附則 この指針は、令和 5年 4月 1日より施行する。

この指針は、令和 5年 11月 10日より施行する。